

見附市こども誰でも通園制度

【概要】

本事業は、すべての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに縛られない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、普段保育所等に通っていないこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所や認定こども園への通園（上限 月10時間）を可能とするものです。

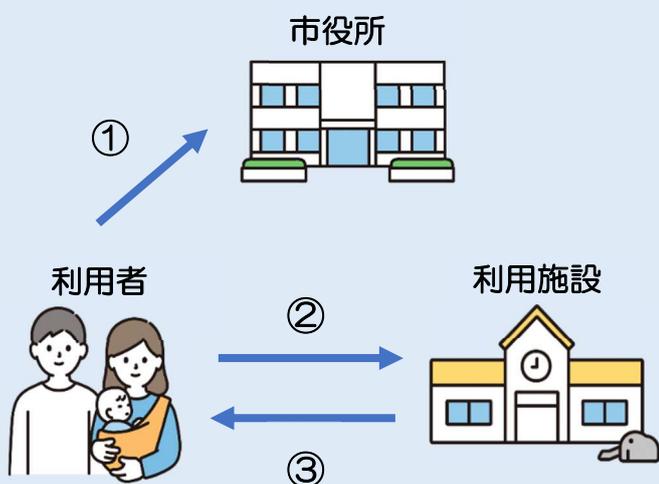
※ 本事業は国のこども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業であり、令和7年度以降の取扱いは未定です。

利用条件

- 対象者… 見附市に住所があり、保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育園、企業主導型保育事業の利用がない0歳6カ月～満3歳未満のこども
- 利用施設…

杉沢保育園	（住所 杉澤町261	TEL 61-1100）
新潟保育園	（住所 新潟町2620-2	TEL 63-0641）
ホップこども園	（住所 今町2-15-21	TEL 66-2762）
豊愛名木野こども園	（住所 名木野町3154	TEL 62-0356）
- 利用時間… 上限月10時間
- 利用料金… 1時間あたり300円
※生活保護世帯は無料になります。

利用の流れ



- ① 市こども課へ申し込み。（初回のみ）
 - ・利用登録書記入、提出
 - ・「こども誰でもれんらくひょうファイル」を受け取る
 - ・1日目の利用日時を決める
 - ※2回目以降の利用日時は（②）利用希望施設に直接連絡
【こども課保育児童クラブ係 TEL0258-62-1700】
- ② 希望の園へ登園・園活動・料金の支払い
 - ・希望日に園へ登園（親子通園可◎）
 - ・「こども誰でもれんらくひょうファイル」を園へ提出
 - ※2回目以降は「こども誰でもれんらくひょうファイル」を利用施設に毎回提出
 - ・園での活動
 - ・終了後料金の支払い
- ③ 保育サービス提供
 - ・「こども誰でもれんらくひょうファイル」に利用印とコメント記入

ご用意いただくもの

- ハンカチ又は手拭きタオル ※年齢によりガーゼハンカチ
- ビニール袋（2～3枚）
- オムツ
- おしりふき
- 着替え（1回分）
- 水筒（水かお茶）※年齢によりミルク（必要な回数分）

※その他、園によって必要な物が異なります。ご確認をお願いいたします。

【利用にあたっての留意事項】

- 利用できるこどもは0歳6か月から満3歳未満となります。3歳の誕生日の前々日までの利用が可能です。
- 現に見附市に居住し、住所を有するものが対象となるため、市外に転出した場合は利用ができません。
- 認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用がある（又は開始した）こどもは、本事業の利用はできません。
- 上記の利用要件に当たらないことが確認された場合には市が施設へ支払うべき費用を利用者に負担していただく場合があります。
- 当日キャンセルがあった場合は、あらかじめ予約していた時間の利用があったものとし、
※ 当日キャンセルをした予約分の利用料金の支払いの必要はありません。
- 施設によって、開所日・開所時間・受入可能年齢は異なります。利用施設一覧（市ホームページ参照）をご覧ください。なお、各施設の受入れ定員に達している場合や保育士の配置状況により予約を承ることができない場合があります。
※ 年度途中において実施施設が変更となる場合があります。
- 各施設の初回利用時等に親子登園をお願いする場合があります。

【提出・問い合わせ】

〒954-8686
見附市昭和町2-1-1
見附市教育委員会こども課
保育児童クラブ係 風間
TEL 62-1700（内線442）